

宮古地域雇用開発計画

令和6年7月
岩 手 県

目 次

1	はじめに	1
2	雇用開発促進地域の区域	1
	(1) 区域	
	(2) 区域の概況	
	(3) 雇用開発促進地域とする要件の該当状況	
	(4) 地域雇用開発のための助成・援助等の措置を講ずる必要性	
3	計画区域の雇用等の動向	4
	(1) 求人数、求職者数及び求人倍率の動向	
	(2) 離職者の動向	
	(3) 年齢別の雇用動向	
	(4) 労働力人口の動態	
	(5) 就業構造	
4	計画区域の地域雇用開発の目標	6
5	計画区域内の地域雇用開発を促進するための方策	6
	(1) 地域雇用開発の促進のための措置	
	(2) 地域雇用開発の促進に資する岩手県の取組	
6	計画期間	8

宮古地域雇用開発計画

1 はじめに

本県の雇用情勢は、震災復興関連需要や経済の回復に伴い、平成 25 年 5 月以降、有効求人倍率が 1 倍台で推移しているものの、全国平均を下回る状況である。

さらに、本県沿岸部の宮古地域においては、求職者の総数に比して著しく雇用機会が不足しており、令和 5 年度の有効求人倍率は 1 倍を下回るなど、他地域よりも低い水準となっている。

このため、本地域を地域雇用開発促進法に定める雇用開発促進地域とし、国の策定した「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」を踏まえて地域雇用開発計画を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための措置を講じていく必要がある。

2 雇用開発促進地域の区域

(1) 区域

宮古地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、宮古公共職業安定所が管轄する 1 市 2 町 1 村とする。

〔対象地域〕

地 域	公共職業安定所名	市 町 村 名
宮 古 地 域	宮古公共職業安定所	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

(2) 区域の概況

ア 面積

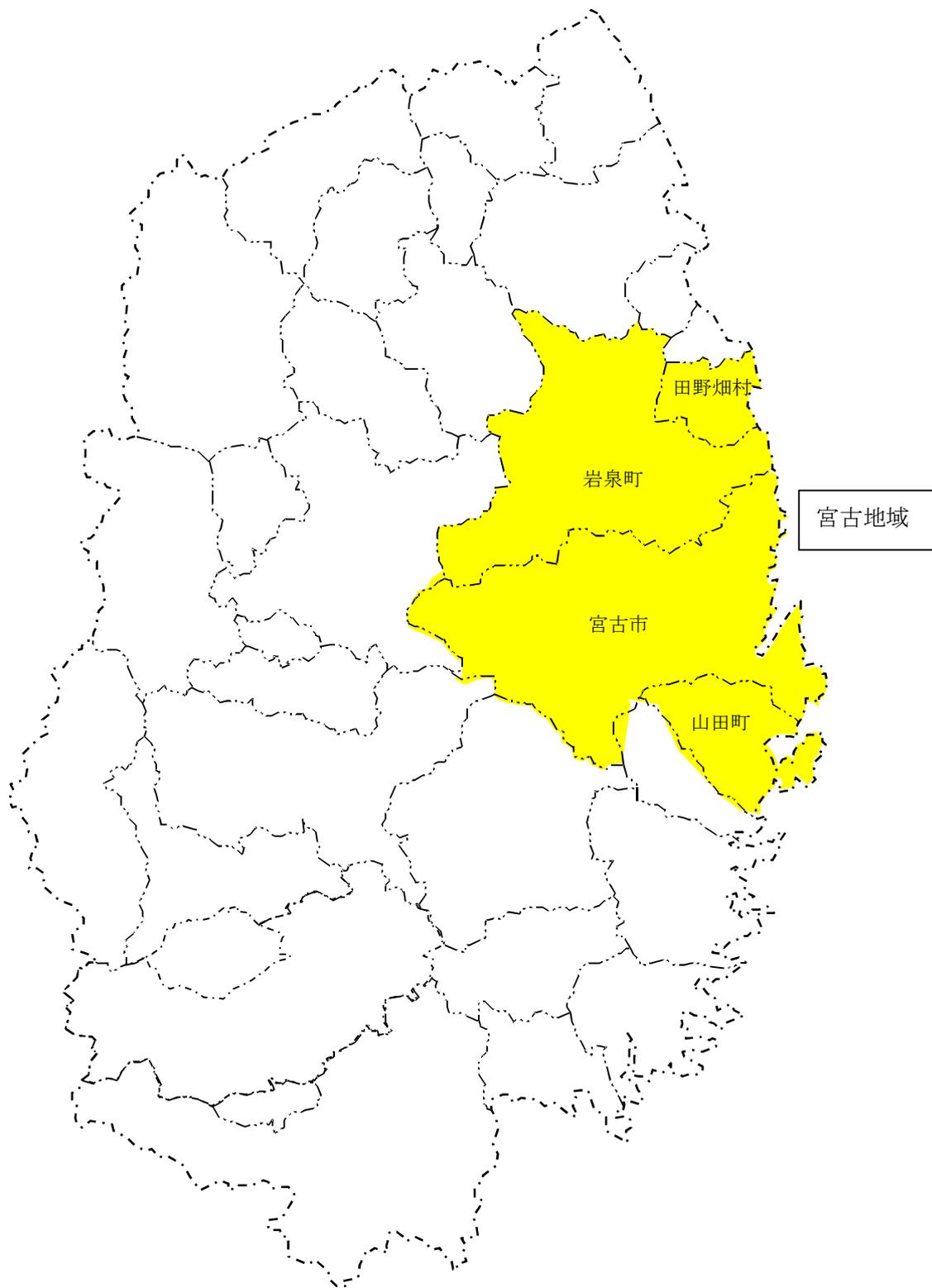
計画区域は本県の東南部から東部に位置しており、計画区域全体の面積は 2,670.54 平方キロメートルで県全体の 17.5%を占めている。

〔面 積〕

	面 積	割 合
計 画 区 域	2,670.54 k m ²	17.5%
岩 手 県	15,275.04 k m ²	100.0%

資料：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村面積調」

宮古地域雇用開発促進地域の区域



イ 人口

計画区域の人口は76,474人（令和2年国勢調査）で、この10年間で16,220人（17.5%）減少しており、減少率は県全体の減少率9.0%を大幅に上回っている。

また、計画区域内の65歳以上人口の割合は、平成22年が32.0%、令和2年が39.3%と、この10年間で7.3ポイント上昇しており、県全体の高齢化を大幅に上回る速度で高齢化が進展している。

〔人口の推移〕

（単位：人、%）

	総人口（人）			増減（%） （R2年/H22年）	65歳以上人口比（%）		
	H22年	H27年	R2年		H22年	H27年	R2年
計画区域	92,694	85,809	76,474	△17.5	32.0	35.1	39.3
岩手県	1,330,147	1,279,594	1,210,534	△9.0	27.2	30.4	33.8

資料：総務省統計局「平成22年・27年・令和2年国勢調査」

(3) 雇用開発促進地域とする要件の該当状況

ア 自然的経済的社会的条件

計画区域は、岩手県の東部に位置しており、東側は太平洋に面し、西側には岩手県の内陸地域、北側と南側にはそれぞれ岩手県の沿岸地域が続いている。鉄道はJR山田線、三陸鉄道リアス線、道路は国道45号、106号、340号、455号、三陸沿岸道路などが交通骨格を形成している。

また、地域内の1市役所2町役場1村役場は、それぞれが30分から1時間程度で移動が可能であり、地理的要件により各市町村は経済的、社会的な結びつきが強く、雇用の面において一つの労働市場圏を形成しているほか、二次医療圏域にもなっていることから、通勤、通学等の日常生活の面でも一体性を成している。

イ 地域の求職者及び求人の状況

計画区域においては、求職者の総数に比して雇用機会が不足しているため、求職者がその区域内で就職することが困難な状況にあり、その状態が今後も相当期間にわたり継続することが見込まれる。

具体的には、当地域の令和3年度から令和5度における労働力人口に対する一般有効求職者数割合の月平均値が3.3%となっており、全国の月平均以上となっている。また、令和5年度の一般有効求人倍率の平均が0.83倍であり、全国の基準倍率以下となっていることから、雇用開発促進地域の要件に該当している。

〔指定要件の状況〕

（単位：%、倍）

	労働力人口に対する有効求職者の割合	一般有効求人倍率（月平均値）		常用有効求人倍率（月平均値）	
		3～5年度平均	5年度平均	3～5年度平均	5年度平均
計画区域	3.3	0.99	0.83	1.08	0.94
全国	3.2	0.83	0.86	0.79	0.82

（注）一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の全国値は、実数に3分の2を乗じた数値＝基準倍率

資料：岩手労働局

(4) 地域雇用開発のための助成・援助等の措置を講ずる必要性

計画区域においては、企業誘致により多様な雇用を創出する「製造業」など、雇用創出効果の高い産業の形成が他地域に比べて不十分であることなどから、雇用機会が不足し、全国のみならず県央部との格差がなかなか縮まらない状況にある。

したがって、計画区域にあっては、求職者のための雇用機会の維持・創出をさらに図っていくことが必要であり、そのためには地域雇用開発促進法第3章に定める事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れに対する支援及び職業能力開発に対する支援等の措置を講ずる必要がある。

3 計画区域の雇用等の動向

(1) 求人数、求職者数及び求人倍率の動向

ア 求人数の動向

計画区域の有効求人数（原数値）は、令和3年度 15,898 人、令和4年度 15,738 人、令和5年度 12,596 人と減少しており、令和5年度は前年度を大きく下回った。

〔有効求人数の動向（一般及びパートを含む全数）〕 (単位：人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有効求人数	15,898	15,738	12,596
対前年比	11.2	△1.0	△20.0

資料：岩手労働局

イ 求職者の動向

計画区域の有効求職者数（原数値）は、令和3年度 14,753 人、令和4年度 15,048 人、令和5年度 15,153 人と増加している。

〔有効求職者数の動向（一般及びパートを含む全数）〕 (単位：人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有効求職者数	14,753	15,048	15,153
対前年比	0.2	2.0	0.7

資料：岩手労働局

ウ 有効求人倍率の動向

計画区域の有効求人倍率（原数値）は、令和3年度 1.08 倍、令和4年度 1.05 倍、令和5年度 0.83 倍と低下しており、令和5年度は前年度を大きく下回った。

〔有効求人倍率の動向（一般及びパートを含む全数）〕 (単位：倍)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画区域	1.08	1.05	0.83
岩手県	1.26	1.32	1.22

資料：岩手労働局

(2) 離職者の動向

計画区域の新規求職申込件数のうち、離職者数の令和3年度、令和4年度及び令和5年度の割合は、それぞれ 57.6%、54.8%、55.6%と、県平均を上回る数値で推移している。

〔離職者の動向（常用計）〕

（単位：人、％）

区 分		実 数			構 成 比		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
計 画 区 域	新規求職申込み件数・・・①	3,559	3,749	3,581	100.0	100.0	100.0
	①のうち離職者・・・②	2,051	2,054	1,991	57.6	54.8	55.6
	②のうち事業主都合離職者	661	624	592	18.6	16.6	16.5
	③のうち自己都合離職者	1,318	1,340	1,298	37.0	35.7	36.2
岩 手 県	新規求職申込み件数・・・①	56,914	61,705	60,482	100.0	100.0	100.0
	①のうち離職者・・・②	31,626	32,547	33,181	55.6	52.7	54.9
	②のうち事業主都合離職者	8,763	8,708	9,263	15.4	14.1	15.3
	③のうち自己都合離職者	20,533	21,408	21,532	36.1	34.7	35.6

資料：岩手労働局

(3) 年齢別の雇用動向

計画区域の令和5年度における年齢別の就職率は、すべての年齢層で全県を上回っている。

〔年齢別の就職率（令和5年度）〕 （単位：％）

	計画区域	岩手県
24歳以下	43.4	34.8
25歳～34歳	43.6	36.1
35歳～44歳	45.6	39.5
45歳～54歳	49.0	40.2
55歳～64歳	40.1	36.1
65歳以上	18.5	22.1
計	40.5	35.3

※ 就職率：就職者数を求職者数で除した数値

資料：岩手労働局

(4) 労働力人口の動態

計画区域の労働力人口は37,773人（令和2年国勢調査）で、この10年間で6,612人（14.9％）減少しており、減少率は県全体の減少率7.4％を大幅に上回っている。

また、県全体に占める割合も平成22年が6.5％、令和2年が6.0％となっており、この10年間で0.5ポイント低下した。

〔労働力人口の推移〕

（単位：人、％）

区 域	労働力人口			増 減 (R2年/H22年)
	H22年	H27年	R2年	
計画区域	44,385 (6.5)	42,805 (6.5)	37,773 (6.0)	△14.9
岩手県	679,332 (100.0)	662,760 (100.0)	628,881 (100.0)	△7.4

（注）労働力人口の（ ）内は構成比

資料：総務省統計局「平成22年・27年・令和2年国勢調査」

(5) 就業構造

計画区域の産業別就業者の割合は、令和2年国勢調査によると、第1次産業11.7％、第2次産業28.7％、第3次産業59.6％となっており、県全体と比べて第1次産業と第2次産業の

割合が高く、第3次産業の割合が低い。

また、産業別（大分類）にみると、県全体と比べて、「漁業」、「建設業」、「医療、福祉」及び「公務（他に分類されるものを除く）」の割合が高い一方で、「農業、林業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が低いという就業構造となっている。

〔主な産業別就業者数（構成比）〕 (単位：%)

産業(大分類)	計画区域	岩手県
第1次産業	11.7	11.0
農業、林業	6.6	10.2
漁業	5.1	0.9
第2次産業	28.7	27.9
建設業	14.0	10.7
製造業	14.7	17.2
第3次産業	59.6	61.1
運輸業、郵便業	4.8	5.7
卸売業、小売業	15.4	17.0
宿泊業、飲食サービス業	5.4	5.7
教育、学習支援業	4.9	5.2
医療、福祉	16.6	16.2
サービス業（他に分類されないもの）	5.8	6.4
公務（他に分類されるものを除く）	6.6	4.8
合 計	100.0	100.0

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」を基に岩手県において算出

4 計画区域の雇用開発の目標

計画区域の地域雇用開発の目標は、次のとおりとする。

〔雇用開発の目標〕

項 目	目 標 値（期間累計）
①地域雇用開発助成金支給対象者数	52人
②産業振興施策による雇用創出数	237人
③常用就職件数（公共職業安定所紹介分）	4,347件

5 計画区域内の地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

ア 新たな雇用機会の開発の促進に関する事項

計画区域において、事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を継続して3人以上雇用する事業主に対して、国の地域雇用開発助成金制度等の周知に努め、その活用を促進する。特に、雇用吸収力のある企業誘致の促進や地場産業の育成によって、新卒者から中高年齢者まで幅広い年齢層の雇用の拡大に結びつくよう関係機関と連携して努める。

イ 職業能力開発の推進に関する事項

認定職業訓練団体等関係機関・団体との連携の下、計画区域の職業能力開発に対するニーズを踏まえつつ、必要となる労働力の確保・育成を支援する。

また、進出企業、地元企業の事業展開等に際して、各種助成金制度等の適切な周知を図ることにより、企業内教育訓練等職業能力開発が行われるよう努める。

ウ 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

広域振興局等に配置している就業支援員等の活用により、公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、地域の労働市場の状況及び雇用に関する情報の積極的な収集を行うとともに、必要に応じて、企業や事業主等（以下「事業主等」という。）に対しての情報提供を行う。

エ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

広域振興局等に配置している就業支援員等の活用により、国及び県の各種支援措置が有機的に活用されるよう、事業主等が活用できる助成金等の情報提供を積極的に行い、その活用を促進する。また、国、県が連携し、岩手労働局や岩手県のホームページ、県広報誌への掲載、パンフレットの配付、各種会議における説明、行政窓口での対応などにより、各種支援措置の広報や周知を強化する。

オ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、計画区域の市町村等や学校の長などで組織する「宮古地域雇用対策協議会」の活動を通じて、Uターン就職を含む計画区域内への就職支援を積極的に展開するとともに、事業者側の柔軟な受入れ体制の整備を促進する。

また、当該市町村等や事業主などが参加する「宮古・下閉伊モノづくりネットワーク」関係者等との連携を図りながら、上記の各助成金等の周知、職業能力開発、労働力のマッチング等に努める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する岩手県の取組

ア 交通基盤の整備

計画区域の産業経済の展開を支えるため、国道45号（三陸縦貫自動車道路）、106号（宮古盛岡横断道路）、340号、455号や主要地方道、一般県道の幹線道路ネットワークの整備を進める。

また、基幹道路網との連携による物流拠点としての機能を高めるため、宮古港などの港湾整備を推進する。

イ 産業の振興と企業誘致

(ア) 地域経済をリードするものづくり産業の振興

コネクタ・金型を中心とする電子部品・デバイス製造業や合板製造を中心とする木材製造業等について、経営改善等による生産性の向上や、最新技術の活用や経営革新の推進に取り組むことにより、企業経営力の強化を図る。

また、モノづくりネットワークや商工団体との連携を促進し、次代を担うモノづくり人材の育成を支援する。

(イ) 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開

水産物の付加価値向上や交流人口の拡大などを進め、競争力のある産地づくりを推進するとともに、地域の農林水産物を活用した商品開発や販売促進に向けた6次産業化の取組を支援する。

(ウ) 多様な資源と新たな交通ネットワークを活かした観光産業の展開

三陸沿岸道路や三陸鉄道、クルーズ船の寄港拡大等、新たな交通ネットワークを背景に、三陸DMOセンター・市町村・観光事業者等と連携し、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパーク等、地域の優れた観光資源を活用しながらインバウンドの拡大に向けた情報発信、受入体制を強化し、観光産業の振興を図る。

ウ 地域未来促進法に基づく地域産業活性化

宮古地域を含む県内全域を区域として、地域未来投資促進法に基づく基本計画を経済産業大臣の同意を得ており、経済産業省等の各支援策を活用しながら、地域経済を牽引する事業者の支援や産業活性化に取り組んでいる。

計画地域内の地域産業活性化計画

促進区域	基本計画 同意日	計画期間	要件	
			地域特性	付加価値、 経済的効果
岩手県全域 (雇用開発計画における市町村：宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村)	令和6年 4月1日	令和6年 4月1日 ～ 令和10年度 末日	① 成長ものづくり分野 ② 農林水産業・地域商社 分野 ③ デジタル分野 ④ 観光・スポーツ・文化・ まちづくり分野 ⑤ 環境・エネルギー分野 ⑥ ヘルスケア・教育サー ビス分野	付加価値額増加分： 4,100万円以上 区域内事業者間の取引額：5%以上増

6 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。